

## 中部横断道沿線地域活性化プロジェクト事業費補助金交付要綱

### (通 則)

第1条 中部横断道沿線地域活性化プロジェクト事業費補助金(以下、「補助金」という。)の交付については、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (目 的)

第2条 この補助金は、人口減少、高齢化が進む峡南南部地域(身延町、早川町、南部町)において、空き家や耕作放棄地などを活用して都市住民を呼び込み、交流人口を増加させることを目的とする。

### (補助金の交付先)

第3条 この補助金は、市町村、住宅関連事業者等で構成する「やまなし二地域居住推進協議会」並びに身延町、早川町及び南部町に対して交付する。

### (交付の対象及び補助率)

第4条 補助金交付対象事業及び対象経費並びに補助金の額は、別表1及び2に掲げるとおりとし、予算の範囲内で交付する。

### (交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下、「申請者」という。)は、補助金の交付を受けようとする場合は、補助金交付申請書(様式第1号)を知事に提出する。

2 申請者は、前項の補助金の交付を申請するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。

ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

### (交付決定及び通知)

第6条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適正と認めるときは補助金の交付決定を行い、申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項による交付の決定に当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、前条第2項のただし書きによる交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取り下げ)

第7条 申請者は、前条の規定による通知に係る補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受領した日から20日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の内容及び経費の配分の変更)

第8条 申請者は、補助事業の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書(様式第2号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、補助金額に増額を伴わないで補助金の交付対象となる別表2に掲げる各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内の経費の配分の変更についてはこの限りではない。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 申請者は、補助事業を中止し又は廃止しようとするときは、あらかじめ、中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第10条 申請者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、補助事業遅延等報告書(様式第4号)を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 申請者は、補助事業が完了した日若しくは第9条の規定による廃止の承認を受けた日から起算して1ヶ月を経過した日、又は交付決定をした年度の翌年度4月10日のいずれか早い期日までに事業実績報告書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第12条 知事は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第8条に基づく承認をした場合はその承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、申請者に通知する。

(補助金の支払)

第13条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、支払うものとする。

ただし、補助金の交付決定後に必要があると認められる経費については、概算払いをすることができる。

2 やまなし二地域居住推進協議会は、前項のただし書き規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 申請者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、報告書(様式第7号)により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずる。

(処分の制限)

第15条 当該事業により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産(以下「取得財産等」という。)については、別に定める期間(以下「財産処分制限期間」という。)を経過するまでは、知事の承認を受けないで、取得財産等を補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具

2 前項に規定する財産処分制限期間は、国土交通省の小規模住宅地区等改良事業制度要綱(平成9年4月1日建設省住整発第46号)第12第2項第4号により10年とする。

ただし、原価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15条)第1条第1項第1号において10年以下のものは、同号に定める年数とする。

3 第1項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書(様式第8号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

4 知事は、前項の承認をしようとするときは、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する額を返還させるものとする。

(補助金の経理等)

第16条 補助金の交付を受けた申請者は、補助金に係る経理について、収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

ただし、取得財産等の財産処分制限期間が5年を超えるものについては、当該期間が経過するまで関係書類を保管しなければならない。

附則

1 この要綱は、平成23年 7月12日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。

別表1 補助金交付対象事業及び補助率

交付先	対象事業	補助率
やまなし二地域 居住推進協議会	新たな住まい手マッチング事業  (1) 空き家の調査(外観調査、内部調査、権利関係調査) (2) マッチングのためのセミナーの開催	定額
身延町、早川町、 南部町	滞在型市民農園整備事業  (1) 簡易型宿泊施設の整備	事業費の1/4以内 (ただし、1棟分当り1,250千円を上限とする)

別表2 - 1 補助対象経費(新たな住まい手マッチング事業)

経費区分	内容
謝金	一級建築士や土地家屋調査士等への謝金、講師謝金
旅費	一級建築士や土地家屋調査士等旅費、講師旅費
需用費	消耗品費、印刷製本費
役務費	通信運搬費、振込手数料、郵送料
使用料及び 賃借料	会場借上代、備品借上代
委託費	広告宣伝費

別表2 - 2 補助対象経費(滞在型市民農園整備事業)

空き家住宅・空き家建築物の改修に要する費用
-----------------------

(様式第1号)

番  
平成 年 月 日 号

山梨県知事 殿

(申請者)  
所在地  
名称  
代表者氏名 印

平成 年度中部横断道沿線地域活性化プロジェクト事業費補助金交付申請書

平成 年度において、次のとおり事業を実施したいので、中部横断道沿線地域活性化プロジェクト事業費補助金交付要綱第5条に基づき、補助金 円を交付されたく申請します。

1 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

- (1) 補助事業に要する経費 円
- (2) 補助金交付申請額 円

2 事業の計画(又は実績)

(1) 新たな住まい手マッチング事業

事業内容	
実施日程	(開始(予定)日)  (完了(予定)日)
実施(予定)場所	

( 2 ) 滞在型市民農園整備事業

事業主体	事業内容			施工計画 (又は実績)			備考
	整備内容	事業量	施工場所	着工 (予定) 年月日	竣工 (予定) 年月日	施工方法	

3 経費区分

( 1 ) 新たな住まい手マッチング事業

区 分	補助事業に 要する経費	補助金 申請額	備 考
謝 金	(円)	(円)	
旅 費			
需 用 費			
役 務 費			
使用料及び賃借料			
委 託 費			
そ の 他			
合 計			

( 2 ) 滞在型市民農園整備事業

総事業費 ( A + B + C )	負担区分			備考
	国交付金 ( A )	県補助金 ( B )	町費 ( C )	
(円)	(円)	(円)	(円)	

(様式第2号)

番  
平成 年 月 日 号

山梨県知事 殿

(申請者)  
所在地  
名称  
代表者氏名 印

平成 年度中部横断道沿線地域活性化プロジェクト事業費補助金変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった中部横断道沿線地域活性化プロジェクト事業費補助金については、同補助金交付要綱第8条の規定に基づき次のとおり変更し[金 円の追加交付(減額承認)を受け]たいので、関係書類を添えて申請します。

なお、その他については、申請書記載のとおりとする。

(注)金額の変更のない場合は[ ]の部分を除くこと。

## 1 変更の理由

## 2 変更の内容

[様式第1号を準用し、変更前と変更後の事業の内容及び経費の配分が比較対照できるように、変更前を( )書きで上段に、変更後を下段に2段書きとすること。]

(様式第3号)

番  
平成 年 月 日 号

山梨県知事 殿

(申請者)  
所在地  
名称  
代表者氏名 印

平成 年度中部横断道沿線地域活性化プロジェクト事業費補助金  
に係る事業中止(廃止)承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった平成 年度  
中部横断道沿線地域活性化プロジェクト事業費補助金に係る補助事業を、次の理由によ  
り中止(廃止)したいので、同補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

1 中止(廃止)の理由

2 中止の期間(廃止の期間)

(様式第4号)

番  
平成 年 月 日 号

山梨県知事 殿

(申請者)  
所在地  
名称  
代表者氏名 印

平成 年度中部横断道沿線地域活性化プロジェクト事業費補助金  
に係る補助事業遅延等報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった中部  
横断道沿線地域活性化プロジェクト事業費補助金について、次のとおり遅延等がありま  
したので、同補助金交付要綱第10条の規定により報告します。

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 補助事業に要した経費
- 3 遅延等の内容及び原因
- 4 遅延等に対する措置
- 5 補助事業遂行及び完了の予定

注) 理由書を添付すること。

(様式第5号)

番  
平成 年 月 日 号

山梨県知事 殿

(申請者)  
所在地  
名称  
代表者氏名 印

平成 年度中部横断道沿線地域活性化プロジェクト事業費補助金実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった、中部横断道沿線地域活性化プロジェクト事業費補助金について、次のとおり事業を実施しましたので、同補助金交付要綱第11条の規定により、その実績を報告します。

(注) 記載事項については、様式第1号(交付申請書)に準ずる。  
ただし、添付書類については、申請時以降変更のない場合は省略できる。

(様式第6号)

番  
平成 年 月 日 号

山梨県知事 殿

(申請者)  
所在地  
名称  
代表者氏名 印

平成 年度中部横断道沿線地域活性化プロジェクト事業費補助金概算払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった、中部横断道沿線地域活性化プロジェクト事業費補助金について、次のとおり概算払により交付されたいので、同補助金交付要綱第13条第2項に基づき請求します。

1 概算払請求額 金 円

2 内訳

補助金交付 決定額	既概算交付 額	差引額 - =	今回概算 請求額	備考

3 概算払い請求の理由

4 支払方法

(1) 現金 指定金融機関名 \_\_\_\_\_  
(2) 口座振替 振替先銀行名 \_\_\_\_\_ 預金種別 (当座・普通)  
口座名 \_\_\_\_\_ No. \_\_\_\_\_

(様式第7号)

番  
平成 年 月 日 号

山梨県知事 殿

(申請者)  
所在地  
名称  
代表者氏名 印

平成 年度中部横断道沿線地域活性化プロジェクト事業費補助金  
に係る消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

中部横断道沿線地域活性化プロジェクト事業費補助金交付要綱第14条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

- |   |   |
|---|---|
| 1 交付金額(知事が確定通知書により通知した額)                      | 円 |
| 2 補助金の確定時における消費税額及び地方消費税に係る仕入控除税額             | 円 |
| 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4 補助金返還相当額                                    | 円 |

- (注) 1 別紙として積算の内訳を添付すること。  
2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金5パーセント相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除による減額等の対象額ではない。

(様式第8号)

番  
平成 年 月 日 号

山梨県知事 殿

(申請者)  
所在地  
名称  
代表者氏名 印

平成 年度中部横断道沿線地域活性化プロジェクト事業費補助金財産処分承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった、中部横断道沿線地域活性化プロジェクト事業費補助金により取得した財産を、次のとおり処分したので、同補助金交付要綱第15条第3項に基づき申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類